

農地法第3条許可申請書 添付書類一覧

春日部市農業委員会

チェック欄	主な許可条件
	世帯の経営面積が取得面積を含めて50a以上（貸付地は除く）
	世帯の経営している農地に不耕作地がないこと
	貸付地がないこと（例外として認められる場合あり、しかし経営面積からは除く）
	世帯員の従事日数が150日以上であること ※春日部市は、60日以上

チェック欄	添付書類	必要部数
	受付票	1
	申請書	作付計画書を含む 3
	申請書印	認印可、割り印
	申請書捨印	差し支えなければ捨印を押してください
	住民票・譲受人	譲受人が市外に在住されている場合は住民票が必要です 申請時点で3箇月以内のもの 1
	農家証明書・譲受人	譲受人が市外に在住されている場合は住民票のある市町村から発行される農家証明が必要です 申請時点で3箇月以内のもの 1
	住民票・譲渡人	譲渡人が市外に在住されている場合は住民票が必要です 申請時点で3箇月以内のもの 土地登記全部事項証明書の住所と現住所が違う場合はそれらがつながる書類が必要です 例えば、転居であれば住民票、 住居表示や区画整理であれば『住居表示証明書』が必要です 住民票は申請時点で3箇月以内のもの 1 ※住居表示証明書…市民課で交付しています
	土地登記全部事項証明書	申請時点で3箇月以内のもの（原本提出） 1
	付近の状況図	縮尺が1/1500程度の住宅地図等、申請地を赤で囲む 1
	公図の写し	申請時点で3箇月以内のもの、申請地を赤で囲む 1
	譲受人宅案内図	縮尺1/1500程度の住宅地図等、譲受人宅を赤で囲む 1
	委任状	譲受人・譲渡人の両方とも必要 1
	現場写真	耕作もしくは管理されていることが分かる写真 1
	折り込み	書類はA4サイズに折り、大きさを揃えてください

※1 申請締切日…毎月5日（閉庁日の場合は、翌開庁日）

※2 春日部市農業委員会許可の許可書の交付は、申請月の月末を予定しています

※3 必ず上の項目をすべてチェックしてから申請してください